



# 洞爺地区の準都市 計画区域導入を進め ています

詳しくは  
建設課都市計画推進室  
☎74-3012

## どうして準都市計画を 導入するの？

近年、都市計画法の規制が働かない都市計画区域外で開発行為や建築行為といった都市的土地利用が多く見受けられるようになりました。

洞爺湖町は洞爺湖を一望できるなど景観に優れているため、以前から別荘などの建設が行われてきましたが、建物へ通じる道路が狭小であったり、上水道の未設置や除排雪などの問題が発生しています。

すぐれた景観資源を効果的に生かすため、無秩序な宅地などの開発造成を抑制しながら自然環境の保全に努め、総合的な土地利用を進める必要があります。準都市計画区域は将来のまちづくりや、周辺環境の保全に支障が生じるような地区に指定し、土地利用の整序を行うことにしています。

## 準都市計画区域が指定 されると？

本区域を指定すると、3、000㎡以上の開発行為につい

て開発許可が必要となるほか、建築物については、容積率や建ぺい率、接道義務といった建築基準法上の集団規定が適用されることとなります。

敷地に占める建物の大きさや建物を建てる時に決められた幅の道路が接していなければならぬなどのルールを設定することになり、また、準都市計画区域を指定することにより、建物の高さの限度や色、種類について更にルールを決めることができるようになります。

## これからのスケジュール

具体的なルールづくりを行う準都市計画策定委員会を設置し、アンケート調査の実施、準都市計画導入検討区域や具体的なルールなどの素案について説明会を開催します。

◆アンケート用紙は10月中旬頃から配布します。

◆説明会については10月下旬頃開催する予定にしています。

説明会では、制度の説明・スケジュール・アンケート内容などについて説明します。

計画の策定に際し、町民の皆様から意見などを聴くため、「洞爺湖町準都市計画策定委員会」を設置します。

この委員会の委員を一般公募します。

▼募集人員  
2人以内

▼応募資格  
・20歳以上の洞爺地区（旧洞爺村）に在住の方で、町が設置する他の審議会などの委員として、現在二つ以上委嘱されていない人

・居住環境における土地利用に関心があり、建設的な意見を持つ人（熱意のある人）

・平日の昼間に開催する会議（3〜4回程度）に出席できる人

▼任期  
委嘱を受けた日（平成20年10月ごろ）から策定終了まで

▼委員の仕事  
洞爺地区における良好な居住

環境を保全するため、準都市計画等の策定に関する業務

▼応募期限  
平成20年9月30日（火）

▼応募方法  
所定の応募用紙に必要事項を記入し、洞爺湖町建設課、洞爺総合支所へ持参するか、郵送、ファックスまたは電子メールで応募してください。なお、提出書類は返却いたしません。（応募用紙は洞爺湖町ホームページからダウンロードできます）

▼応募先  
〒049-1569-2  
洞爺湖町栄町58番地  
洞爺湖町役場 経済建設課都市計画推進室 ☎74-3012

# 洞爺湖町準都市計画策定委員の公募

・FAX 76-4727

メールアドレス [tosiker@town.toyako.hokkaido.jp](mailto:tosiker@town.toyako.hokkaido.jp)

▼選考方法  
書類選考により決定し、選考の結果は本人に通知します。

洞爺地区における良好な居住

▼委員の仕事  
洞爺地区における良好な居住